

本年度の学会大会に係る領収書（兼参加証）の取り扱い

- 本年度の学会大会はオンライン開催であったため、例年のような形式で『領収書兼参加証となるネームカード』は発行しておりません。
- 当該書類が必要な場合は学会事務局に問い合わせ、『申込時の払込取扱票の写し（内訳記載あり）』をもって、当該書類の代替といたします。
- 上記対応に伴い、「資格委員会から研修会費用単体の領収書は発行することはありません（※研修会案内以降における変更点）」。
- 本件については、理事長・大会実行委員長・資格委員長で協議の上、対応方針を決定いたしました。